

神奈川県警察旗の制式及び取扱規程

〔 昭和 59 年 12 月 12 日
神奈川県警察本部訓令第 15 号 〕

神奈川県警察旗の制式及び取扱規程を次のように定める。

神奈川県警察旗の制式及び取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(警察旗の制式)

第 2 条 警察旗の制式は、別表のとおりとする。

(警察旗の使用)

第 3 条 警察旗は、神奈川県警察が行う主要な行事等に使用するものとする。

2 所属長は、警察旗を使用しようとするときは、警察本部長の承認を受けなければならない。

(警察旗の保管)

第 4 条 警察旗の保管責任者は、総務課長とする。

2 総務課長は、警察旗の使用状況を明らかにするために、警察旗使用簿（別記様式）を備え付けるものとする。

(取扱いの適正)

第 5 条 警察旗の取扱いに当たっては、汚損し、又はき損しないようにしなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 59 年 12 月 12 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

警 察 旗 の 制 式

省 略